

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、令和4年12月1日時点で許可（許可の有効期限令和4年12月31日まで）している佐賀県玄海海域における知事許可漁業について、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
【小型機船底びき網漁業】 手操第1種いか巣びき網漁業	5隻	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	2月1日から6月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 旧唐津市又は旧肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【小型機船底びき網漁業】 手操第3種なまこけた網漁業	95隻	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	12月1日から翌年3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【小型機船底びき網漁業】 手操第3種あかがいけたい網漁業	10隻	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	7月21日から翌年6月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【機船底びき網漁業】 いわし1そう船びき網漁業	関係漁業協同組合間（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前の関係漁業協同組合間）で締結した操業協定に定められた統数の範囲内とする。	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	1月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 旧唐津市、玄海町、旧肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>【機船底き網漁業】 いわし2そう船びき網漁業</p>	<p>関係漁業協同組合間（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前の関係漁業協同組合間）で締結した操業協定に定められた統数の範囲内とする。</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>(1) 旧唐津市、玄海町、旧肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がなと認められた者。 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【機船底き網漁業】 かなぎ1そう船びき網漁業</p>	<p>関係漁業協同組合間（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前の関係漁業協同組合間）で締結した操業協定に定められた統数の範囲内とする。</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>1月1日から10月31日まで</p>	<p>(1) 旧唐津市、旧呼子町、旧鎮西町、玄海町、旧肥前町、伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【機船底き網漁業】 さより2そう船びき網漁業</p>	<p>50隻</p>	<p>5トン未満</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>11月1日から翌年5月15日まで</p>	<p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【機船底き網漁業】 とびうお2そう船びき網漁業</p>	<p>5隻</p>	<p>5トン未満</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>9月1日から10月31日まで</p>	<p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>【機船底き網漁業】 雑魚1そう船びき網漁業</p>	<p>関係漁業協同組合間（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前の関係漁業協同組合間）で締結した操業協定に定められた統数の範囲内とする。</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>(1) 玄海町、旧肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【機船底き網漁業】 あず1そう船びき網漁業</p>	<p>10隻</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>1月1日から6月30日まで</p>	<p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【刺網漁業】 きす一重流し刺網漁業</p>	<p>10隻</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>6月1日から12月31日まで</p>	<p>(1) 旧呼子町、旧鎮西町、玄海町、旧肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【刺網漁業】 このしろ一重流し刺網漁業</p>	<p>30隻</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>
<p>【刺網漁業】 やず囲刺網漁業</p>	<p>5隻</p>	<p>制限なし</p>	<p>制限なし</p>	<p>佐賀県玄海海域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

【固定式刺網漁業】 雑魚固定式刺網漁業	30隻以内	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	1月1日から12月31日まで	(1) 旧浜玉町及び旧唐津市において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【地びき網漁業】 地びき網漁業	12隻	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	1月1日から12月31日まで	(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【かご漁業】 いかかご漁業	5隻	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	(1) 条件第5の1の操業区域 2月25日から6月30日まで (2) 条件第5の2の操業区域 3月1日から7月31日まで (3) 条件第5の1及び2以外の操業区域 2月1日から4月30日まで ※①枠外に条件	(1) 旧浜玉町、旧唐津市又は旧呼子町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【かご漁業】 その他のかご漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業 ぼらかご漁業 ふぐかご漁業	50隻以内	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	1月1日から12月31日まで	(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
【たこつぼ漁業】 延縄式たこつぼ漁業	15隻	制限なし	制限なし	佐賀県玄海海域	1月1日から12月31日まで	(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

※①【かご漁業（いかかご漁業）漁業時期条件】

5-1 旧浜玉町において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域以外の海域では操業してはならない。

ア 佐賀、福岡両県境にある包石（以下「包石」という。）

イ 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、福岡県糸島市二丈串崎と唐津市相賀96高地を結んだ直線との交点

ウ 福岡県糸島市二丈串崎と唐津市相賀96高地を結んだ直線と、松浦瀬の中心から正北に引いた直線との交点

エ 松浦瀬の中心

オ 唐津市鏡山

5-2 旧唐津市のうち高島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域以外の海域では操業してはならない。

ア 唐津市高島南東端

イ 松浦瀬の中心

ウ 松浦瀬の中心から正北に引いた直線と、福岡県鹿家川川口中央と唐津市唐房黒崎北側の石碑を結んだ直線との交点

エ 唐津市唐房の第2号防波堤先端標柱灯と唐津市大島北端を結んだ直線の延長線と、唐津市大手口センタービルと唐津市鳥島西端を結んだ直線の延長線との交点

オ 唐津市大島北端と唐津市高島北端を結んだ直線と、唐津市大手口センタービルと唐津市鳥島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市高島北端

5-3 旧唐津市のうち神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の（1）ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び（2）ア、イ、ウの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域以外の海域は操業してはならない。

（1）ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

（2）ア 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

5-4 旧唐津市のうち旧呼子町小友地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の（1）ア、イ、ウ及び（2）ア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域以外の海域では操業してはならない。

（1）ア 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

（2）ア 唐津市呼子町加部島杉の浦北側防波堤先端標柱灯と同鷹島灯台を結んだ直線の延長線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

イ 唐津市土器崎北端から正北に引いた直線と、唐津市鎮西町馬渡島番所の辻と唐津市呼子町加部島北端を結んだ直線の延長線との交点

ウ 唐津市呼子町鷹島灯台と同小川島猛山山頂を結んだ直線と、唐津市鎮西町馬渡島番所の辻と唐津市呼子町加部島北端を結んだ直線の延長線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島灯台と同小川島猛山山頂を結んだ直線と、唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点

オ 唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線と、唐津市呼子町友崎北端と同平瀬灯台を結んだ直線との交点

カ 唐津市呼子町友崎北端と同平瀬灯台を結んだ直線と、同加部島杉の浦北側防波堤先端標柱灯と同鷹島灯台を結んだ直線の延長線との交点

5 旧唐津市のうち旧呼子町呼子地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の（１）ア、イ、ウ及び（２）ア、イ、ウ、エ、オ、カ並び（３）ア、イ、ウ及び（４）ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域以外の海域では操業してはならない。

- （１）ア 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点
- イ 包石と長崎県杵岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点
- ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点
- （２）ア 唐津市呼子町加部島杉の浦北側防波堤先端標柱灯と同鷹島灯台を結んだ直線の延長線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点
- イ 唐津市土器崎北端から正北に引いた直線と、唐津市鎮西町馬渡島番所の辻と唐津市呼子町加部島北端を結んだ直線の延長線との交点
- ウ 唐津市呼子町鷹島灯台と同小川島猛山山頂を結んだ直線と、唐津市鎮西町馬渡島番所の辻と唐津市呼子町加部島北端を結んだ直線の延長線との交点
- エ 唐津市呼子町鷹島灯台と同小川島猛山山頂を結んだ直線と、唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
- オ 唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線と、唐津市呼子町友崎北端と同平瀬灯台を結んだ直線との交点
- カ 唐津市呼子町友崎北端と同平瀬灯台を結んだ直線と、同加部島杉の浦北側防波堤先端標柱灯と同鷹島灯台を結んだ直線の延長線との交点
- （３）ア 唐津市鎮西町名護屋城山山頂と同加唐島南風崎を結んだ直線と、唐津市呼子町加部島天童岳と唐津市鎮西町松島西端を結んだ直線との交点
- イ 唐津市鎮西町名護屋城山山頂と同加唐島南風崎を結んだ直線と、唐津市呼子町加部島北端と唐津市鎮西町波戸岬北端を結んだ直線との交点
- ウ 唐津市呼子町加部島北端と唐津市鎮西町波戸岬北端を結んだ直線と、唐津市呼子町加部島天童岳と唐津市鎮西町松島西端を結んだ直線との交点
- （４）ア 唐津市鎮西町波戸寺田川川口中央と同馬渡島南端を結んだ直線と、同畑崎と同松島西端を結んだ直線との交点
- イ 唐津市鎮西町畑崎と同松島西端を結んだ直線と、唐津市呼子町加部島北端と唐津市鎮西町波戸岬北端を結んだ直線の延長線との交点
- ウ 唐津市呼子町加部島北端と唐津市鎮西町波戸岬北端を結んだ直線の延長線と、同串崎西端と同松島西端を結んだ直線との交点
- エ 唐津市鎮西町波戸寺田川川口中央と同馬渡島南端を結んだ直線と、同串崎西端と同松島西端を結んだ直線との交点

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

<p>【小型機船底びき網漁業】 手操第1種いか巣びき網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が5件に到達した日以降から令和9年4月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【小型機船底びき網漁業】 手操第3種なまこけた網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、95件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が95件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が95件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>

<p>【小型機船底き網漁業】 手操第3種あかがいけた網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が10件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 いわし1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 いわし2そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年9月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 かなぎ1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 さより2そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が25件に到達した日以降から令和9年4月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

<p>【機船底き網漁業】 とびうお2そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が5件に到達した日以降から令和9年9月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 雑魚1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 あず1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が10件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【刺網漁業】 きす一重流し刺網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が10件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【刺網漁業】 このしろ一重流し刺網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、30件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が30件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が30件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

<p>【刺網漁業】 やず囲刺網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が5件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【固定式刺網漁業】 雑魚固定式刺網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、30件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において合計数が30件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が30件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【地びき網漁業】 地びき網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、12件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が12件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が12件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【かご漁業】 いかかご漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が5件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【かご漁業】 その他のかご漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業 ぼらかご漁業 ぶるかご漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が50件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>

【たこつぼ漁業】
延縄式たこつぼ漁業

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、15件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が15件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が15件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。